

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年6月12日

【会社名】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション  
(Westpac Banking Corporation)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター兼最高経営責任者  
(Managing Director and Chief Executive Officer)

ゲイル・パトリシア・ケリー  
(Gail Patricia Kelly)

アジア地区統括マネジャー  
(General Manager, Asia)

バーラ・スワミナサン  
(Bala Swaminathan)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州  
シドニー市セントストリート275番地20階  
(Level 20, 275 Kent Street, Sydney NSW 2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 一 條 實 昭  
弁護士 森 下 国 彦

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 加 藤 好 隆  
弁護士 吉 田 瑞 穂  
弁護士 高 島 万 梨 子  
弁護士 山 口 敏 寛

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1) 本書において、「当行」及び「提出会社」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーションを指す。

(注2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「豪ドル」は、オーストラリアの通貨であるオーストラリア・ドル(本書では豪ドルと記す。)を指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル=95.90円の換算率(2014年6月11日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場(仲値))により換算されている。

1 【提出理由】

当行の特定子会社に異動があったので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく本臨時報告書を提出する。

2 【報告内容】

特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の役職氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

名称： BOSインターナショナル(オーストラリア)リミテッド  
 (BOS International (Australia) Limited) (「BOSI」)

住所： 2013年12月31日以降：オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市セントストリート275番地20階  
 (Level 20, 275 Kent Street, Sydney NSW 2000, Australia)

代表者の氏名： 2013年12月31日以降：トニー・マシヤントニオ、マネージング・ディレクター  
 (デットマーケット)  
 (Tony Masciantonio, Managing Director, Debt Markets)

払込済み資本金 2013年12月31日現在：2,855,000,000.00豪ドル  
 (273,794,500,000円)

事業の内容： 法人向け貸付ポートフォリオ

(2) 当該異動の前後における当該提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主の議決権に対する割合

	提出会社の所有に係る 当該特定子会社の議決権の数	提出会社の所有に係る 当該特定子会社の議決権の割合
異動前 (2013年12月30日現在)	0個 (注1)	0%
異動後 (2013年12月31日現在)	2,855,000,000個	100%

(注1) 当該異動の直前におけるBOSIの発行済み普通株式数は、2,855,000,000株であり、当該発行済み普通株式には、1株当たり1議決権が付与されていた。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由： 当行は、ロイズ・バンキング・グループのアセット・ファイナンス事業の一部資産を取得したこととの関連でBOSIを取得した。BOSIの全普通株式の取得が完了したことに伴い、BOSIは、2013年12月31日付けで当行の特定子会社となった。

当該異動年月日： 2013年12月31日

以上